

令和 5 年 川 西 町 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録

開会 令和 5 年 6 月 8 日

閉会 令和 5 年 6 月 22 日

令和 5 年 川 西 町 議 会
第 2 回 定 例 会 会 議 録

(第 1 号)

令和 5 年 6 月 8 日

令和5年川西町議会第2回定例会会議録（開会）

召 集 年 月 日	令和5年6月8日		
召 集 の 場 所	川西町役場議場		
開 会	令和5年6月8日 午前10時00分 宣告		
出 席 議 員	1 番 松波 芳子	2 番 齋藤 麻由	3 番 安達 憲太郎
	4 番 阪本 学	5 番 弓仲 利博	6 番 福山 臣尾
	7 番 堀 格	8 番 安井 知子	9 番 伊藤 彰夫
	10番 石田 三郎	11番 寺澤 秀和	12番 芝 和也
欠 席 議 員			
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	町 長 小澤 晃広	副町長 森田 政美	
	教育長 橋本 宗和	総務特別参事 江畑 幸男	
	行政改革統括理事 石田 知孝	まちマネジメント担当理事 山口 尚亮	
	まちづくり推進担当理事 乾井 宏純	住民保険担当理事 大西 成弘	
	総務課長 西川 直明	税務課兼債権管理課長 松下 正嗣	
	まちづくり推進課長 喜多 勲	まちマネジメント課長 中川 辰也	
	デジタル推進室長 梅津 光章		
	長寿介護課長 栗林 美子	福祉こども課長 中森 委香	
	社会教育課長 浅田 裕信	教育総務課長 高場 慎太郎	
	会計管理者 岡田 充浩	監査委員 西田 亜希子	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長心得 池原 由香里		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ		
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	3 番 安達 憲太郎 議員	4 番 阪本 学 議員	

川西町議会第2回定例会（議事日程）

令和5年6月8日（木） 午前10時00分 開会

日 程	議 案 番 号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
	報告第2号	令和4年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書
	報告第3号	令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書
	報告第4号	定期監査報告について
第4	議案第29号	令和5年度川西町一般会計補正予算について
第5	議案第30号	川西町税条例の一部改正について
第6	議案第31号	川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理について
第7	同意第2号	川西町公平委員会委員の選任について
第8	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
第9	同意第4号	川西町農業委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

○議長(弓仲利博議員) 皆様おはようございます。

これより令和5年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会集会に招集についての挨拶を受けることにいたします。町長。

(町長 小澤晃広 登壇)

◎町長(小澤晃広) 皆様おはようございます

本日ここに、令和5年、川西町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共々、御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より、町政運営に関しまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、改めまして感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に分類されてからすでに1ヶ月が経過いたしました。ポストコロナの時代に入っていく中で、コロナ禍によって奪われた地域の活力を取り戻せない地域と、コロナ禍以前の営みを取り戻しながら、さらに新しい時代の新しいスタイルを巧みに取り入れ、新たに活力を生み出していく地域とにわかれていくものと考えております。

川西町においては、感染拡大防止に努めながらも、新たな地域の活力を作り出していくべく、町民の皆様や御関係の皆様と共に、川西町を前に進めてまいりたいと考えております。

一方、連日の報道等でも御承知かと存じますが、県では新たに山下知事が就任され、県政の方向性が大きく変わり始めています。川西町に関連する事項としては、県が進めていた「まほろば健康パークの再整備」、県とともに取り組んできた「大和平野中央田園都市構想」の予算執行が一部停止された状態が続いています。

私としましては、新しい知事にも、これらの取組の意義や可能性、また、奈良県の人口中心に位置すると言われる川西町のポテンシャルについて御理解いただき、積極的に取組を進めていただけるよう、積極的にコミュニケーションを取り、信頼関係の構築を進めていきたいと考えております。

さて、本定例会は町議会議員選挙を経て、新たに就任された議員の皆様もお迎えして最初の定例会であります。私は町長就任以来、川西町の良き文化を守り、前例にとらわれることなく、様々な取組、改革を進めてまいりました。

ぜひ、住民の代表でいらっしゃる議員の皆様と、意義ある充実した意見交換、対話をさせていただくことで、より住民の皆様とワンチームとなり、取組を進めていきたいと考えております。

川西町での暮らしをより良く、川西町の未来をより良いものにするため、謙虚に前向きに知恵を絞り、汗をかきながら進んで参りたいと思いますので、皆様の御指導、御鞭撻、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本定例会におきまして、令和5年度一般会計補正予算のほか、条例関係2件、及び人事同意案3件を御提案させていただいております。

何とぞ慎重御審議の上、御議決を、賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 安達 憲太郎議員、4番 阪本 学議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より22日までの15日間といたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より、22日までの15日間と決定いたしました。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第2号、令和4年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第3号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、御手元に配付しておりますので、御清覧をお願いします。

次に、報告第4号、定期監査報告につきましては、令和5年3月から令和5年5月期までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

その報告を西田監査委員に求めます。西田監査委員。

（監査委員 西田亜希子 登壇 報告）

◇監査委員（西田亜希子） 令和5年3月から令和5年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和4年度並びに令和5年度の川西町一般会計及び特別会計、並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、伊藤監査委員及び堀監査委員とともに、岡田会計管理者並びに山口及び中川下水道事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿および証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、会計における予算の執行並びに、現金の出納・保管などについては、過誤もなく、適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和5年6月8日

監査委員 西田亜希子

○議長（弓仲利博議員） 以上で、諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、議案第29号、令和5年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第9、同意第4号、川西町農業委員会委員の任命についてまでの各議案につきましては、すでに招集通知とともに配布しております関係上、各位におかれましては

熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第4、議案第29号、令和5年度川西町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第31号、川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理についての議案3件を、一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって議案第29号から議案第31号までを一括議題とすることに決定いたしました。

提出者の説明を求めます。町長。

（町長 小澤晃広 登壇 説明）

◎町長（小澤晃広） それでは、議案第29号、令和5年度川西町一般会計補正予算についてより御説明いたします。

今回提案させていただくのは、去る3月末に国より配分内示のあった新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金のうち、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した事業が主なものでありまして、歳入歳出それぞれに1億316万円を加え、歳入歳出予算総額を55億7818万6000円とするものであります。

補正予算の内容をかいつまんで御説明しますと、まず歳出ですが、6ページの第2款、総務費のうち、企画費では、コミュニティ助成事業および地域活性化センター助成事業として340万円を、電算運営費では、公共料金振替処理業務に係るシステム改修として、160万6000円を、また新型コロナウイルス感染症対応事業費では、8213万9000円を計上しているところです。

この事業は、物価高騰の影響を受けた生活者の消費下支えのため、全住民に1人当たり5000円相当の地域振興券を配布するとともに、低所得世帯に対し、1世帯3万円の給付を行うものであります。

これらの予算以外としては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係るシステム構築費、消防団員の退職報償金、幼稚園バスの園児置き去り防止装置設置費などを計上しているところです。

なお、令和4年度において、国の電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金として受け入れた低所得者世帯向けの国庫金について、精算措置が完了したことから、その不用額について過年度支出として予算計上し、返還することとしています。

一方これに対する歳入ですが、5ページに記載の通り、国庫支出金の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金をはじめ、諸収入として、自治総合センターなど各種団体からの受け入れを行うとともに、前年度繰越金を見込んでいるところであります。

一般会計補正予算に関する説明は以上であります。

続きまして、議案第30号、川西町税条例の一部改正についてご説明いたします。

これは地方税法等の改正に伴い、町民税にあっては、森林環境税の賦課及び徴収方法や、給与所得者の扶養親族等申告の簡素化に係る規定整備を、軽自動車税にあっては、種別割の税率の規格や、環境性能割及び種別割の賦課徴収の不足額の加算割合を改正する規定整備を行うための条例改正であります。

なお、施行期日は、経過措置のあるものを除き、令和5年7月1日としております。

次に、議案第31号、川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理について、であります。

本町には、現在170本程度の条例が存在しますが、時代・環境等が変化する中で、改めて点検、見直しを行ったところ、法令の引用規定や用語の統一、文言の整備等が必要なものが認められたことから、今回、議会関係条例を除く全ての執行機関の条例を対象に、一括して整理し、必要な整備を行うものであります。

全部で15本、内訳は、町長部局10本、教育委員会3本、監査委員1本、町長部局と教育委員会の共管1本となっています。

なお、施行は公布の日からとしております。今後も定期的な見直しや、社会情勢等に即した内容の検討・精査を行い、必要な改正を行ってまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明のあった、議案第29号から議案第31号は、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって議案第29号から議案第31号は、厚生文教委員会、総務建設経済委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、各委員会の開催は、通告のとおりですので、お願い申し上げます。

続きまして、日程第7、同意第2号、川西町公平委員会委員の選任についてから、日程第9、同意第4号、川西町農業委員会委員の任命についてまでの3議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第4号までを一括議題とすることに決定いたしました。

提出者の説明を求めます。町長。

（町長 小澤晃広 登壇 説明）

◎町長（小澤晃広） それではまず、同意第2号、川西町公平委員会委員の選任について御説明いたします。

現公平委員会委員の菊地 徹氏は、令和5年6月28日に任期満了となりますが、公平委員として適任と認められ、引き続き同氏を委員に選任いたしたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は6月29日から4年間となっております。

続きまして、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、であります。

現固定資産評価審査委員会委員の小倉 千恵美氏は、令和5年6月28日に任期満了となりますが、固定資産評価審査委員会委員として適任と認められ、引き続き同氏を委員に選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は6月29日から3年間となっております。

最後に、同意第4号、川西町農業委員会委員の任命について御説明いたします。

これは現農業委員会委員がきたる、令和5年7月19日に任期満了となるため、川西町農業委員会委員の選任に関する規則に基づき、別紙記載の14名の方々を、農業委員会委員の候補者として決定したので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお任期は7月20日から3年間となっております。

以上が同意案3件の御説明となります。

何とぞ御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、同意第2号、同意第3号及び同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

同意第2号、同意第3号及び同意第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

同意第2号、川西町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

川西町公平委員会委員に、菊地 徹氏を選任することに同意の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

ただいま、選任いただきました公平委員会委員の菊地 徹氏は、本日、都合により欠席です。

御了承願います。

続きまして、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は挙手により行います。

固定資産評価審査委員会委員に小倉 千恵美氏を選任することに同意の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。よって、同意第3号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

ただいま、選任いただきました。固定資産評価審査委員会委員の小倉 千恵美氏にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

どうぞ、議場に入りください。

(固定資産評価審査委員会 小倉千恵美 委員 登壇 挨拶)

○議長(弓仲利博議員) 続きまして、日程第9、同意第4号、川西町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は挙手により行います。

川西町農業委員会委員に、別紙同意案にお示しの14名の委員を任命することに同意の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

ただいま、任命いただきました農業委員会委員の皆様にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

(農業委員会委員12名 登壇 挨拶)

○議長(弓仲利博議員) 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。お諮りいたします。

各議案の調査、委員会審査のためなどによって、6月9日から6月11日及び6月13日から6月21日までの12日間を休会といたしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

よって、6月9日から6月11日および6月13日から6月21日までの12日

間を休会とすることに決定いたしました。

なお、6月12日午前9時より一般質問のため、会議を再開します。

また、本日、各常任委員会に付託されました各案件は、6月22日の本会議において、委員長の報告を求めることにいたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午前10時33分 散会)

令和 5 年 川 西 町 議 会
第 2 回 定 例 会 会 議 録

(第 1 号)

令和 5 年 6 月 12 日

令和5年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

召 集 年 月 日	令和5年6月12日		
召 集 の 場 所	川西町役場議場		
開 会	令和5年6月12日 午前9時00分 宣告		
出 席 議 員	1 番 松波 芳子	2 番 齋藤 麻由	3 番 安達 憲太郎
	4 番 阪本 学	5 番 弓仲 利博	6 番 福山 臣尾
	7 番 堀 格	8 番 安井 知子	9 番 伊藤 彰夫
	10 番 石田 三郎	11 番 寺澤 秀和	12 番 芝 和也
欠 席 議 員			
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	町 長 小澤 晃広 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 行政改革統括理事 石田 知孝 まちマネジメント担当理事 山口 尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井 宏純 住民保険担当理事 大西 成弘 総務課長 西川 直明 税務課兼債権管理課長 松下 正嗣 まちづくり推進課長 喜多 勲 まちマネジメント課長 中川 辰也 デジタル推進室長 梅津 光章 長寿介護課長 栗林 美子 福祉こども課長 中森 委香 社会教育課長 浅田 裕信 教育総務課長 高場 慎太郎 会計管理者 岡田 充浩		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長心得 池原 由香里		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ		
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	3 番 安達 憲太郎 議員	4 番 阪本 学 議員	

川西町議会第2回定例会（議事日程）

令和5年6月12日（月） 午前9時00分 再開

日 程	議 案 番 号	件 名
第1		一般質問

(午前9時00分 再開)

○議長（弓仲利博議員） 皆様おはようございます。

これより、令和5年川西町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に、申し合わせ事項について、事務局長に説明させます。
事務局長。

△議会事務局長心得（池原由香里） 一般質問に入ります前に、申し合わせ事項について説明いたします。

一般質問の制限時間は申し合わせにより、20分となっておりますので、よろしくをお願いします。

なお、質問回数について制限はありません。以上です。

○議長（弓仲利博議員） 日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により、順次質問を許します。

1番、松波芳子議員。

（1番議員 松波芳子議員 登壇）

◇1番議員（松波芳子議員） 皆様、おはようございます。

1番議員、松波芳子でございます。

ただいま、議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

結崎駅周辺整備の現在、将来について、町の姿勢をお示してください。

ちょうど1年前に、駅前のオープニングセレモニーがありました。

その後、日々多くの方々の往来や利用があり、また数回のイベントも開催され、それなりの賑わいがありました。が、すでに何らかの問題点が発生しています。

その中で、町民の声が届き、対処されたこと、5点を述べさせていただきます。

1点目、従来あった結崎団地住民のための掲示板が復活いたしました。

2点目、正面の段差の表示の改善、これははっきりした段差は気付くのですが、少しの段差ほどつまずいてしまうようです。

その対処として、プランターを置かれました。

3点目、構内にトイレがないことに対して、構内にいても、インターフォンで伝えれば利用できる旨、改札横に大きく表示されました。

4点目、児童の通学路のロータリー北西に横断道の表示をされました。

5点目、まもなく遊具、ベンチ、倉庫も設置確定とのことでした。

先日、樹木は、広場南ののり面に植えられました。しかしながら、今後改善すべき4点があります。

1点目、結崎郵便局方面から駅舎に向かう横断道には表示がありません。

また、駐車場の車椅子車両の駐車位置が、駅舎から遠い場所にあり、移動の不便を感じます。線路沿いのフェンスに切れ目がなく、途中からの侵入もできません。

2点目、広場には能舞台と称して、ウッドデッキが設置されていますが、あまり活用されず、住民の中でもその意味を知らない方、ましてや本町を訪れる方も認識されていないと思われます。

本年2月、文科省の調査官、小倉 勝登氏が、川西小学校4年生の能の稽古の様子をご覧になって、しっかりと地域の伝統の継承が行われていると述べておられます。

そこで、町の玄関口でもありますので、観世流の能楽の発祥の地、島の山古墳や佐々木塚古墳等を川西町全体の地図とともに広くPRされることが必要です。

3点目、女性用トイレに、乳幼児のための簡易ベッドや、椅子の設置、障害者優先トイレのはっきりした表示、利用誘導の表示を明示していないのは、弱者にとってとても不親切であります。

4点目、送迎用バスターミナルのアーケードの下にベンチが一つしかありません。本町は、企業誘致に力を入れているなら、利用者のベンチを増やすべきです。

町費か、または企業へ呼びかけるのも一案です。

以上4点、いずれも多種多様な立場に立って、創意工夫、改善がなされるべきと考えます。

町行政の姿勢、取組をお示してください。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

◎町長（小澤晃広） 皆様おはようございます。

それでは、まず松波議員の「結崎駅周辺整備計画の現在、将来について」の御質問に関し、議員が今後改善すべきとされた4点についてお答え申し上げます。

まず1点目の横断道に表示がないとのご指摘であります。

これは駅ロータリー北側の三差路を横断する人が多いが、そこに横断道の表示がないことについてお述べだと考えております。

県道踏切から、駅前ロータリー間の歩車道沿いに設置しているガードパイプの開口部は、北側車道から来た自転車の入り口として設けているものであり、道路上にもその旨を表示しております。

郵便局方面から駅舎に向かう歩行者は横断歩道を渡っていただくことを想定しております。

ロータリー北側の三差路を横断するのは、ドライバー及び歩行者の視認性からも危険ですので、その場所で歩行者の横断を誘導することはできません。

これは警察との協議結果であり、ドライバー及び歩行者の安全を確保するためありますので、ご理解いただければと存じます。

また、駐車場の車椅子車両の駐車位置が、駅舎から遠いところのご指摘ですが、駅前駐車場の中で、駅舎には一番近い場所に設けており、可能な限り負担が少ないよう配慮しているところでございます。

次に、2点目の、駅前広場のウッドデッキがあまり活用されていないのではないかとのご指摘でございます。

このウッドデッキは能舞台そのものではなく、観世流能の発祥の地、川西町の玄関口をアピールするため、能舞台をモチーフとして設置しています。

多世代の人が気軽に使えて、思い思いに過ごせる場所として、駅前広場を整備しており、憩いの空間として、のんびり座ったり、知り合いと楽しく会話したりして

いただくため、ウッドデッキとしております。

イベント等でも、もっと利活用していただけるよう工夫していきたいと考えているところです。

また、川西町の案内看板も本町を訪れる人に、本町のことをもっと知っていただけるよう、内容も含めて今後検討していくこととしております。

3点目の駅前トイレの表示についてですが、トイレ建物西側壁面に配置図を掲示しており、男子トイレ、女子トイレ及びバリアフリースイートイレにベビーチェアを設置していること、バリアフリースイートイレにベビーベッドを設置していること、オストメイト対応であることを表示しております。

また、バリアフリースイートイレの扉にも、バリアフリースイートイレであること、ベビーベッドを設置していること、男女兼用であることがわかるマークを表示しておりますので、不親切との御指摘は当たらないのではないかと考えているところでございます。

最後に4点目の、駅ロータリーのベンチが少ないとのことですが、駅ロータリーの利用の現状といたしましては、まず個人で利用される方につきまして、親族などによる電車の到着時間に合わせた送迎を想定しております。

また、町内企業バスを御利用の方につきましては、送迎用バスの乗車のため並んで待っておられる方か、直接送迎用バスに乗降される方がほとんどでございますので、その現状を考慮し、乗降の支障となる構造物は極力、設置しないこととしております。

そのため、議員お述べのベンチにつきましては、高齢者の利用が多い、コミュニティバス利用者に配慮した対応として、利用頻度から考えた1台のみの設置としております。

近鉄結崎駅を「まちの玄関口」として、誰もが安全にアクセスできる道路環境と、交流・にぎわいが生まれる拠点施設となるよう、整備を進めてきたところであり、これからもそうすべく努めてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上であります。

○議長（弓仲利博議員） 1番、松波議員。

◇1番議員（松波芳子議員） ただいま町長からお考えをお聞きいたしました。

しかしながら、実際の人の流れ、それからいろいろな人のお声、実態を十分把握されておられますでしょうか。と申しますのは、たとえ横断歩道がない、フェンスの切れ目がない、表示のとおり通行されている方、どれだけあるか、ご存知でしょうか。

周辺の住民の不便さ、線路沿いのフェンスの切れ目がない、それによって、わざわざ遠回りしなければならない。

横にある店舗の利用者も遠回りして駅に向かわなければならない。

ということは、ほぼほぼ皆さんされていません。

大概が、横断歩道の表示がない、一方通行の道路を横切って、通行されています。それが現状かと思えます。

それと、川西町全体の表示をされるということは、大変いいかと思っております。

あのウッドデッキが、モチーフであるということ、どれだけの方がご存知でしょうか。大概の方は「あれ、何のためにあるの」とかおっしゃる方があります。

しかしながら子どもさんが上へ上がって遊ぶとか、昨日も学生の方が3グループほど、あの周辺で集まっておられました。

それなりの利用はされていると思いますけれども、それがこの町独特のモチーフを表している、ということをは何かの形でPRされてはどうでしょうか。

それからベンチの件ですか。雨の日や風の日や、様々なとき、あのアーケード下に集まっておられる方、それ以外、雨に濡れて、公園の方で立っておられる方、様々おられます。それとバリアフリーとおっしゃっていますけれども、バリアフリーの表示が極めて小さいです。あれはデザイン的には優れているかと思いますが、視覚障害の方もおられます。車椅子の方もおられます。

その方たちに、その場所をはっきり知らせる、誘導できる、その方策が必要かと思っております。

また、今後の取組について、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

◎町長（小澤晃広） 御意見ありがとうございます。

まず、横断とフェンスの切れ目の件についてでございますけれども、それが表示されていない表示されていないから、そこ以外のところで利用されたりされる方がいらっしゃるということを今、教えていただいておりますけれども、そのように利用されていないから、あの表示すればよい、フェンスに切れ目を入れた方がよいというふうには、行政としては動けないというふうに考えております。

それは安全でない行動を誘導してしまうからです。

行政としては安全な方法で道を通っていただけるように、そういった表示等を入れることであって、危険なことを誘導するような表示をすることはできませんので、そこは御理解を賜ればと存じます。

またウッドデッキの件でございますけれども、モチーフとしてわかりづらいということですが、デザインとして町の個性を出そうということで、あのようなデザインが入れられているというふうに私としては理解しております。一方でウッドデッキの利用を見ていると、子どもたちがあそこを活用することもあれば、駅利用者の方々が座ってくつろぎになられたりお話されたりするという姿もよく見えます。

そういう意味では、いい位置にああいった座れる、また少し段差になっているものが設置できていて、利用されているものというふうに私としては考えておる次第です。

また、ロータリーのベンチについてでございますが、ロータリーのベンチについては先ほどお伝えさせていただきましたとおり、ロータリーのあの部分というのは、車の乗降を優先して考える部分というふうに考えておまして、ベンチを多数置きますと、それに支障が出てまいりますのであのエリアでおくつろぎまた、お時間を過ごされる、バスを待たれる方につきましては、公園側広場側にあります、ベンチ等を利用していただいておりますし、利用していただくのが良いのではないかと

うふうに考えている次第でございます。

最後にバリアフリーかどうかがわかりにくいということでございますけれども、駅の再整備にあたりまして、できるだけバリアフリーにしていこうということで取り組んできたものと考えておりまして、わかりにくいかどうかという点でございますけれども、わからなくてもバリアフリーに行き来できる状態になっているものと思っておりますので、バリアフリーでありますということを誰どういう風に誰に強調したらいいのかっていうのが、難しいのかなと思っております、言われなくてもバリアフリーに通行できる状態を作っていくということが、目指すべき状態なのかなと考えて、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

◇1 番議員（松波芳子議員） あらゆる時間に、どのような人があそこに集まってくるか、往来しているか、今後、十分に把握していただきたいと思っております。

今のままでしたらやはり周辺の方、それ以外の方も改善をして欲しいという声があるかと思っております。

人の流れ、動線、そのようなことを十分今後もお考えいただきたいと思っております。

大概女性用トイレには、その利用者のためのベッドとか、子ども用の小さな椅子が置いてあります。

しかし、それで、あそこに、バリアフリーのトイレに全てが完備しているということが、初めて来た人とか、その公園を利用する人に、どれだけわかってもらえるでしょうか。

デザイン性には確かに優れております。

しかし、もっと利用者の立場に立って、今後、あの広場の活用を考えていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして9 番、伊藤彰夫議員。

（9 番議員 伊藤彰夫議員 登壇）

◆9 番議員（伊藤彰夫議員） 伊藤です。

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

先に通告してありますように、町の地震対策についてであります。

南海トラフ地震は、おおむね1 0 0 年から1 5 0 年間隔で繰り返し発生していますが、その発生間隔には、ばらつきがあり、震源域の広がり方には、多様性があることが知られています。

昭和1 9 年の東南海地震及び昭和2 1 年の昭和南海地震が起きてから、7 0 年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきていると考えられています。

発生しうる最大の震度等の想定については、内閣府に設置された、南海トラフの巨大地震モデル検討会が平成2 4 年に公表しています。

マグニチュードは9. 0、奈良県内の被害想定は、死者約1 3 0 0 人と想定され

ています。

奈良県では、平成16年に公表した、奈良県地震被害想定調査報告書では、マグニチュード8.7の想定で、震度5強以下の領域が多く、一部で震度6弱が観測される程度とされています。

また、県内被害想定では、死者はわずかですが、負傷者400人、家屋等全壊が1250棟、半壊が120棟、避難者は5500人と想定されています。

また、ライフラインが止まり、復旧までには、かなり長期化すると予想されています。

さらに、交通網が寸断されて、人や物資の移動が困難になり、他府県からの応援は期待できません。

被災された方々の避難所生活など、かなり厳しい生活状態が続くと予想されます。

町民の安心安全を確保するには、いつ起こるかわからない災害に対して、防災意識は絶えず持ち続けなければなりません。

本町では、町全体の防災訓練は、令和2年2月20日に実施したのが最後で、コロナ禍で、以後3年間は実施していません。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5月8日から、季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行しました。

今年度は、防災訓練を実施できる状況になってきています。

町として、今後の地震対策、特に防災訓練をどのように計画されておられるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

◎町長（小澤晃広） それでは伊藤議員の御質問であります、町の地震対策についてお答え申し上げます。

近年、日本各地で地震による災害が頻発しております。

伊藤議員の御質問にもあります通り、南海トラフに関連した地震については、100年から150年の間隔で発生する可能性が高く、前回の東南海地震、南海地震から長い時間が経過しており、近い将来にこのような大規模地震が発生した場合、川西町に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

また、川西町の周辺には奈良盆地東縁断層帯、生駒断層帯、大和川断層帯など、活動度の高い活断層の存在を確認しており、今後、地震を発生させる危険性が高く、注意が必要であると認識しております。

こういったいつ起こるかわからない自然災害に対処するためには、日頃から定期的な訓練の実施が必要であると考えます。

私自身、昨年度に実施された、消防庁が実施する市町村長に対する災害対応強化研修などに参加し、防災に対する知識と実践力の強化に努めたところでございます。

また、職員に関しましても、昨年度、課長級職員による大規模な地震の発生時に自ら直面する状況や役割をイメージし、職場等への参集を考え、災害対応に関する意識を高めるという目的で行う職員参集に係る状況予測型訓練を実施いたしました。

具体的には、災害発生から発生直後、準備と行動、初動対応などを課題にし、様々

な状況に応じて検討をしていくといった内容でございました。

さて、ご質問にあります、今後の地震対策に向けた方策でございますが、まずは、現在、住民の皆様にご配布させていただいております川西町地震ハザードマップ保存版をご活用いただき、いざというときに備えて、事前の準備を行っていただくことが肝要であると考えております。

そのための住民の方々への広報、啓発を積極的に行ってまいりたいと思います。

また、町の地域防災計画の見直しを現在、進めており、令和5年度中に完了いたしますので、この計画を基本とし、地震も含めた様々な災害への対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、コロナ感染防止の観点から、令和2年2月20日に実施したのを最後に、約3年間実施を自粛しておりました防災訓練につきましては、今年の11月ごろの実施を目処に準備を進めております。

伊藤議員におかれましては、自主防災連絡協議会の会長として、引き続き、町及び住民の方々への防災に関する御助言、御協力の程、よろしくお願い申し上げ、私からの回答とさせていただきます。

○議長（弓仲利博議員） 伊藤議員。

◆9番議員（伊藤彰夫議員） 今年度からは、町の方も、これはコロナ前のように、町の防災訓練を実施する計画があり、進めておられるとのこと、町全体に防災意識を意識し、高めることができるように、ぜひとも、実施されるようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（弓仲利博議員） 6番、福山臣尾 議員。

（6番議員 福山臣尾議員 登壇）

□6番議員（福山臣尾議員） 皆さん改めましておはようございます。

6番、福山臣尾でございます。

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5月8日から、季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行しました。

今後、法律に基づいた外出自粛の要請などはなくなり、感染対策は個人、事業者の判断に委ねられるほか、幅広い医療機関での受け入れを目指すなど、3年余り続く国のコロナ対策は大きな節目を迎えました。

変更のポイントといたしまして、政府として、一律に日常における基本的感染対策を求めない。

感染症法に基づく新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められなくなる。

限られた医療機関でのみの診療可能であったが、幅広い医療機関において、診療可能になる。

医療費等については健康保険が適用され、1割から3割が自己負担いただくことが基本となるが、一定期間は公費支援を継続すると、大きく変更がありましたが、一方では、今後も流行を繰り返すことが予想されることから、厚生労働省は感染した後の療養期間の目安として、発生翌日から5日間は外出を控えることが推奨され

るとする考え方を示しています。

また、無料でのワクチン接種は2023年度も継続され、高齢者など重症化リスクの高い人への追加接種が始まっています。

5類に移行しての基本的な感染対策の考え方としまして、マスクの着用、着用は個人の判断になることを基本、手洗い等の指先衛生で換気、三密の回避、人としての距離を確保。

流行期において、高齢者、重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や不特定多数の人がいるような、混雑した場所、接近した会話を避けることが感染対策として有効と避けられない場合はマスクを着用が有効とされています。

また、学校における新型コロナ対策の考え方としまして、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気確保、手洗い等の指先衛生や咳エチケットの実施、学校地域活動においては、マスクの着用を求めないのが基本。

学校給食の場面においては、黙食は必要ないと、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、近距離対面での発生や会話を控える、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の処理を一時的に講じることが考えられます。

このようなことから、5類移行後の感染対策、学校、園、行政機関としての対応について、また住民への周知啓発についてどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

◎町長（小澤晃広） それでは福山議員の御質問であります、新型コロナウイルス感染症、5類移行後の学校、園、行政機関の対応、感染対策、住民への周知啓発についてお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが、これまで新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当とされていたものが、令和5年5月8日から5類感染症となりました。

これにより、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、住民の皆様の自主的な取り組みをベースとした対応に変わったことは御承知のとおりでございます。

そういった中における5類移行後の感染対策および行政機関としての対応について、まずお答え申し上げます。

本町では新型コロナウイルス感染症が2類相当であった当初より感染対策等の対応については、基本的には国が示す考えや方針に基づき行ってまいりました。

5類移行後においても同様に、国の考え方や方針を踏まえて対応していく考えであります。

ただ、国が示すマスク着用は基本的に個人の判断とする部分について、本町として独自の方針を定めております。

具体的には、職員の職務中におけるマスク着用であります。自席においてデスクワークなどをする際などは、個人の判断とするが、できる限り感染リスクを避けるため、1.住民の皆様に対し、窓口対応するとき、2.相談支援、又は認定調査等で住民宅、病院、施設等を訪問するときについては着用を要するとしております。

また、感染防止の対応として、これまでにほぼ全ての町有施設の出入り口に手指消毒液を設置、不特定多数の人が利用する機会の多い文化会館の出入り口にはサーモグラフィーを設置、また、庁舎内トイレにはセンサー水栓を設置し、感染防止対策を徹底するとともに、ウェブ会議環境の整備などを行うことで、感染リスクの縮小を図る取り組みを行ってまいりましたが、こういった環境整備については、実効性のある取組として引き続き継続して行っていきたいと考えております。

一方すでに5月29日より開始しておりますが、感染拡大防止に大きな効果があるとされる新型コロナワクチンの集団接種、春夏接種については、できる限り多くの接種希望者に対し、迅速かつ円滑な接種ができるよう、集団接種の実施を努めているところでございます。

次に、住民への周知啓発についてお答えいたします。

さきに述べた町独自のマスク着用方針及び国が示す基本的な感染対策である、手洗い等の手指衛生、換気、三つの密の回避、人と人との距離の確保等の励行については、防災行政無線や町ホームページおよびLINEなどにより、住民の皆様に対し、これまでから周知しているところでございますが、今後、夏に向けて再び感染拡大が起きる可能性も踏まえ、引き続き機動的に感染防止対策の啓発普及を行ってまいりたいと考えます。

一方、いまだ国内での新型コロナウイルスの感染が、継続発生している状況ではありますが、適切な感染対策を講じながら、個人の自由な行動選択を尊重し、住民の皆様の自主的な社会活動を支援する取り組みは重要であると考えております。

国の考えや方針、通知を十分注視し、住民の感染防止に対する意識向上に努め、わかりやすい情報提供、正確な情報の共有を行いながら、町として適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

学校、園における対応については、教育長より答弁をさせていただきます。

○議長（弓仲利博議員）橋本教育長。

（教育長 橋本宗和 登壇）

■教育長（橋本宗和） 私からは、5類移行後の感染対策学校への対応についてお答えをします。

3年余り我慢と制限を強いられての日常生活、そして学校生活でした。

令和5年5月2日には、奈良県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン、5月8日改訂版が出されました。

その内容を踏まえ、本町の学校園におきましても、それまでの対応方針を改定し、プリント等で周知をしております。

ただ、学校におきましては、子どもたちの健やかな学びを保障していくために、手洗いなどの手指衛生、喚起、咳エチケットの徹底など、基本的な感染対策は継続してまいります。

その上で、児童生徒、保護者への周知内容は、次の7点となっております。

1. 児童生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合について、各家庭において健康状態の確認を行い、発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は、無理な登校を控え、状態に応じて医療機関を受診し、医師の診断、指示を仰ぐこと、受診しない場合でも、症状がなくなるまでは、自宅休養を願うとしております。

2. 本人の感染が確認された場合について、感染者の出席停止期間は、原則として発症した翌日を1日目として、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとしています。また、発症から10日後までは、マスクの着用を推奨します。

3. 同居家族が感染した場合について、児童生徒本人が無症状の場合、登校を控える必要はありませんが、家庭内での感染対策、マスクの着用等、感染拡大防止に協力を願っております。

4. 学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業、部活動停止等について、同一学級内や部活動内で複数の生徒の感染があり、感染が広がっていると判断される場合、必要に応じて、学級閉鎖等を行うことがあります。

5. 授業配信についてですが、学級担任と連絡を密にし、可能な範囲で授業配信を行ってまいります。

6. マスクの着用について、学校教育活動におけるマスクの着用は、任意としております。ただし、流行期については、校外学習等で貸切バスを利用する場合や、換気の十分でない環境にあるときは、感染症の予防上、マスクの着用を推奨することがあります。

7. 感染リスクが比較的高い場面での対応についてです。

その1、給食時間の場面、黙食の必要はないですが、感染リスクが高いことに変わりはないことから、大きな声での会話は控えるように指導をしており、その2、対面形式でのグループ討議、理科の実験や観察、音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育実技における屋内で組み合ったり、接触したりする運動などを通じた学びの回復に努めてまいります。

以上が学校園での対応となっております。

子どもたちが主体的で、対話を通した深い学びができますように、今後とも、皆様方の御支援と御協力をよろしくお願いいたします

○議長（弓仲利博議員） 6番、福山議員。

□6番議員（福山臣尾議員） いろいろとありがとうございます。

町の方の住民の啓発としてはホームページ、LINEとかでやられていることなんでしょうけども、いろいろ厚生労働省からこういうチラシがいろいろ出ているとは思いますが、6月の広報に何かしら入ってるかなということでは思っていたのですが、その辺は何もなかったということで、その医療費のことに関してとか、今後、自己負担が必要になってくるとか、その辺のことが、広報なり、そういうところに1枚でもパンフレットが入っていれば住民の方にも、気がつきやすいのかなと、その辺のことをちょっと感じましたので質問をさせていただきました。

皆さん、2類から5類に変わり、ある程度自由な行動ができるようになり、社会

も回っていくような気がしますので、それでまだ今後、感染が広がらないような形での行動を楽しみにして、住民の方もいらっしゃると思いますので、そのへん、注意しなければならない点を、もう一度、7月の広報なりにそういうことを盛り込んでいただければと思って、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、7番、堀 格議員。

（7番議員 堀 格議員 登壇）

▽7番議員（堀 格議員） 7番、堀でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

川西町の小学校におけるですね、授業の実施状況の改善策につきまして、お伺いをしたいと思います。

残念ながらですね、川西小学校の一部の学年では、正常な授業を実施するのに、かなり苦勞されているということのようであります。

さらに問題なのは、これが指摘されてからですね、かなりの年月がすでに経過しているということで、あるわけでありまして、思いますに、もう学校、そして学校の先生に解決を任せるだけではなくてですね、教育委員会として一体となって、より具体的、現実的な解決策、対応策を取る段階ではないかと、こう思うわけであります。

そのあたりにつきまして、御見解をお伺いさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 橋本教育長。

（教育長 橋本宗和 登壇）

■教育長（橋本宗和） 堀議員の御質問にお答えをいたします。

小学校においては、今年度も昨年度と同様、児童生徒数の多い学年について、少人数学級編成を行い、学級担任が児童生徒に向き合い、個々の特性に応じた指導に、より良く取り組める環境の構築に努めております。

また、学びに向かうことや、人とコミュニケーションを取ることに困難さを抱える児童生徒については、保護者との同意、連携のもと、継続して、通級指導を行っております。

中学校においても、今年度、ようやく通級指導教室の開設が認められ、徐々にではありますが、指導を開始し、これと並行して環境の整備に取り組まっております。一方、特別支援学級での教育課程が厳格化されたことにより、特別支援学級の担任には、より専門性の高い自立活動の提供等、複数学年にわたる、教科指導の両立が求められ、また、通常学級の担任には、これまで以上に幅広い教育ニーズへの対応が求められているところです。

そのような状況にあって、学校では全ての子供たちが、学びに向かう姿勢を大事に考え、学校経営、学級経営を進めているところではあります。

しかし、議員御指摘の通り、一部の児童生徒におきましては、依然として、落ち着きの欠く場面が見られます。

しかし、少しずつではありますが、その人数や場面は減ってきております。

議員も苦勞されていると、御指摘のとおり、教職員は、児童生徒の特性に応じた指導に日々試行錯誤しながら一生懸命に取り組んでおります。

教育委員会では、このような取組を支援するため、教職員が児童の特性を見立てる力を伸ばせるよう、研修を進めるとともに、アセスメントツールや、いじめ未然防止ツール等の活用を検討してまいります。

また、学校組織としても、進路部会や生徒指導部会等、児童生徒の抱える課題に応じた会議を定期的に行い、学校ぐるみで子どもに向き合っております。

教育委員会では今後、これらの部会との情報共有を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの有効活用を含めた、より広い教職員への支援を進めてまいります。特に、小学校ではほとんどの授業が、学級担任が担います。そこで、学級経営案の点検を教育委員会でも行い、学級担任への指導助言にも取り組む予定をしております。

加えて、現在の学校運営の状況を確認いたしましたところ、午後の時間帯の支援の不足が見られることがわかってまいりましたので、必要な人材の確保に努めてまいります。

議員には、日々、子どもたちの育ちや学びに心を寄せられ、自ら様々な活動に従事される中、子どもたちの成長への喜びとともに、御心配をおかけしていることに、感謝いたしますとともに、大変心苦しく思っております。

小1プロブレムや、中1ギャップなど、進学の際には多くの児童生徒が困難さを抱えます。

議員から御指摘がありましたとおり、課題をできるだけ持ち越さず、1人でも多くの子どもたちが自信を持って、次のステップに進めるよう取り組んでまいります。

教職員はもちろんのこと、教育委員会も、より専門性が求められる機会が増えると思われませんが、引き続き、子どもたちへの温かい眼差しと、教育スタッフへの叱咤激励をお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 7番、堀議員。

▽7番議員（堀 格議員） ご回答ありがとうございます。

ただいまの回答に関連いたしまして、3点ばかり、念のため確認したいと思っております。

1点目でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、この小学校の問題は、もう相当の時間が経過しているわけでありまして、それぞれの児童にとりましては、貴重な1年1年であるわけでありまして、そういつまでも無駄にできないわけでありまして。やはり時間はないという点をよく考えていただきたいという点が1点。

それから、2点目でありますけれども、この問題の解決をね、学校側に押し付けたり、任せていないかという点を改めて確認したいと思います。よくある話なんです、教育委員会として事態を把握しておきながら、解決法を学校側に押し付けておいて、ことが爆発してから、対応が不十分でしたと、そういう謝罪の光景がよくありますよ。やっぱりそれでは遅いんだよ。受身ではなく、情報共有しながら、学校と教育委員会、ぜひこの一体となってね、一体となって具体的な改善をしていく

べきではないかという点で。

それから3点目はですね、この小学校で改善すべきことは、小学校で解決して、中学校に持ち越さない。今もそれと同様な回答がございましたけれども、それが小学校の段階でことがあっても、何とか早く卒業してくれれば、ことが終わるというのじゃ困るので、小学校のことは小学校で解決すると、今、現に式下中学校で起きているのはそういうことではないかと思っております。

以上3点、若干ダブリますけれども、見解をお伺いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 橋本教育長。

■教育長（橋本宗和） ありがとうございます。

堀議員にお話していただきました3点を、教育委員会としても、本当にその大事に考えているところであります。

まず1点目の時間ですね。私達は本当にそれぞれの学年の発達に応じて指導していかなければならないという、これはその都度大事に考えており、しかしながら、思うようにいかない。教育、児童の発達、個性、そういうことを考えると、なかなか難しい面も出てくるのが現実であります。

しかし、おっしゃるように、その学年、その時間っていうのを大切にして、今後とも、その都度の指導を丁寧に進めてまいりたいというふうに思っております。

2点目ですが、学校任せにしていないかという、これは本当に私達教育委員会も、学校の観察を行き、また、校園長会を毎月開催し、教育委員会も毎月開催し、その都度状況を把握しながら進めておりますので、これは学校任せにしているのではなくて、いろんな学校の多様性に応じた協議、情報を共有しながら、一体となって進めてまいっております。今後とも議員御指摘のように、一体となって進めていきたい。そのときに学校、町教委、そして県教委も一緒になっていろんな取組を展開しておりますので、今後も継続して進めていきます。

3点目ですが、小学校でのことは小学校で解決しなければならない。おっしゃるとおりで、ただ、小1プロブレムや中1ギャップという、非常にその転換期において、子どもたちの乱れ、あるいはその流れにうまく従っていけない状況がある。

しかし、中学校の校長とも、このあいだ話をしていたのですが、最初は確かに中間テストぐらいまでは、うまくいかない部分は毎年のようにある。だけれども、中学校での学習がきちんとできるように、生徒指導をはじめ進めていくという話です。

ぜひ、小学校でのそれぞれの学年の指導も徹底しながら、中学校へ問題を持ち越さないように進めてまいりたいと、大切な御指摘をありがとうございました。

以上です。

○議長（弓仲利博議員） 7番、堀議員。

▽7番議員（堀 格議員） ありがとうございます。

いずれにしてもこの問題、今日はちょっと中学校の問題はあまり深く追求いたしませんけれども、いずれにしてもこの問題はですね、早く着実な改善を行って行って、要は、保護者のね、保護者の不安、心配を取り除いていくということが一番大切なことだと思います。よろしくお願いいたします。

さて、この問題はですね、川西町のまちづくりとして、やはり教育の充実というのは、大きなウェイトを占める問題であると思っております。

ニュースにもいろいろありましたけれども、このたびの統一地方選でですね、歴代最年少26歳です、東京大学、ハーバード大学を出て、芦屋市長になられた、高島市長がです。まず、この就任の挨拶で、冒頭に近いところでですね、何を言っておられるかといいますと「何より私が最もこだわりたいテーマが教育です。教育は未来を作る仕事です。芦屋の高度教育で、芦屋の未来が決まります。」こう述べられております。

こういったことも踏まえて昨今の現状を踏まえましてです。

町長のお考えをお伺いしたいと思います、よろしくお願いします。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

◎町長（小澤晃広） 議員の積極的な教育への御関心ありがとうございます。

先ほどの議員からの御質問に関してでございますけれども、おっしゃるとおり、あの教育はあの町にとって大切でございますし、私も子育て、教育の支援強化というものを四つの柱に掲げてやっておりますので、変わらず力を入れていきたいというふうに考えている次第でございます。

今回の質問でお話いただきました問題につきましても、議員をはじめ教育委員会、また、学校保護者の皆様から、小学校に関しましては1校でございますので、日々よく耳にしております、教育委員会、学校とも話をしているところでございます。

その状況に関しまして、今日、行政としてできることはやりたいというふうな姿勢でいっております、一方で教育に関しましてはなかなか環境整備だけで良くなるものではない部分がございます。

日々の先生方の指導でございましたり、子どもたちとの関わり方、また過ごし方、先生方の心意気や指導の方針といったところ、また、あの子どもの1人1人の個性でありましたり状況といったものも絡んでくるものでございますので、小さな町だからこそそういったところも丁寧に擦り合わせながら、行政としてできる対応をしっかりとし、教育委員会、学校等とも連携して教育の支援に努めていきたいと思っておりますので引き続きのご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 堀 議員。

▽7番議員（堀 格議員） いずれにいたしましても教育の問題ですね、行政といいますか、首長ラインと教育委員会、そして学校、それと重ね合わせまして、この間の大雨のときの緊急で学校から帰るとこういう事態がありましたけれども、あのときの状況から見て、保護者とのね、コミュニケーション、この一体となって、ことを進めていただきたいなというふうに思う次第であります。

何とか、川西町の教育が素晴らしいものになる。これなら川西町に行きたいなと、勉強したいなと思えるような町にさせていただくようお願いいたします、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、12番、芝和也議員。

(12番議員 芝 和也議員 登壇)

▼12番議員(芝和也議員) 改めましておはようございます。

12番、芝和也です。

先に通告してありますように、それに沿って町長に質問いたします。

まずは、本町におけるパートナーシップ制度の実施についてであります。さきの3月議会で議論を重ねた時点では、実施自治体が全国260超ありましたが、4月、5月と、制度化に踏み切る自治体が相次ぎまして、5月時点で325超と進展を見ているところであります。

これにつきましては、制度化するべく本町でも前向きに検討するとのことですが、改めて本町での本制度の実施の見通しについて、その進捗等をお伺いいたします。

次に、生理用品の支給策についてであります。機器運営事業者からの連絡待ちが続いているのが現状ですけれども、その後の公衆トイレ等への設置についての現状、現在の進捗はいかがでありましょうかお示しいただきたいと存じます。

次に、マイナンバーカードについてであります。

この間、発覚していますように、誤った情報の入力等により、一連の事故が相次いでいることは皆さん御承知のとおりであります。

そこで普及に貢献したといいますが、マイナポイントの取組がありましたけれども、現在はすでにこれをもらうための申請も終わっておりますので、今後のカード化につきましては、一連の事象の収束を見てからにして、一旦手続きを休止するなど、状況を見極めてはというふうに思いますが、このへんの町長のご所見をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

最後に住民生活支援策についてお伺いします。

ロシアのウクライナ侵攻や長引く物価高騰コロナの影響等々、依然住民生活への影響は避けがたく、様々に工面しながらの営みが皆さん続けておられるところでありますが、これは皆さん御承知のとおりであります。

この点で私がこの間取り組みました暮らしのアンケートでは、円安と物価高それにコロナの影響により暮らしが厳しくなったと感じている方が、全体の7割を占め、何が一番影響しているのかという点では、物価が上がった、公共料金が上がった、年金が下がったというのがトップ3でありました。

これをどうやってしのいでいるかと、日々の暮らしの中で、そういう点では、食費や水光熱費の節約が4割、次いで娯楽の節約、貯金の取り崩しと、こういう順であります。打ってほしい手立てを聞きますと、若者世代では、給付型奨学金の創設がトップで、学費の引き下げ、ブラックバイトの規制と続きます。子育て世代では、給食の無償化と、いじめ不登校対策が1位であります。高齢者では、介護保険料と利用料の引き下げがトップで、物価変動に応じた年金の引き上げ、免許返納後の支援策というふうに続きます。

同様の声は町長も常々耳にされていることと存じますし、本町としても、様々にこれまでも手立ては講じてきているところでありますが、声を聞くと、この辺の要望が大事であります。

つまり、これらの手立てがないからで、裏を返せば、その実施が求められていることに他なりません。

これまでも議論を重ねているテーマでもありますけれども、改めて、これらの諸課題続く遂行に関して、町長の御所見をお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

◎町長（小澤晃広） それではまず一つ目の御質問、パートナーシップ制度についてお答えいたします。

本年3月の定例会における芝議員の御質問に対しましては、国においてLGBT理解増進法の制定に向けた議論がなされており、まずは国においてそうした判断、法整備に向けた検討、取組を進めていただきたい。その上で、国の法整備の状況を見据えつつ、導入済み自治体における制度の具体的な内容や導入に当たっての課題などを慎重に調査し、研究しながら、パートナーシップ制度の導入検討を行いたいと回答させていただいたところでございます。

現在、国においては、性的指向および性自認の多様性に関する国民の理解増進に関する法律案、性的指向および性同一性の多様性に関する国民理解の増進に関する法律案、および性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案の3案が、衆議院議員提出法律案として提出され、9日の衆議院内閣委員会において、与党案を一部修正の上、賛成多数で可決されたところでございます。

そして、今週中には衆議院本会議での採決、そして参議院での審議採決の運びと聞いております。

本町におきましては、まずはこの法律案の審議経過並びに結果を見極めながら、パートナーシップ制度を導入している県下6市町における導入に当たっての課題などを調査し、研究しながら、当該制度の導入検討を進めたいと考えております。続きまして、芝議員の二つ目の御質問、生理用品の支給策についてお答えいたします。

本町では、コロナ禍による経済的理由により、生理用品の準備ができない方に対して、生理用品を無償配布する取組を、令和3年6月より行っております。

当初は申し出る方の精神的負担を軽減するため、できる限り女性職員の配布で対応するとしておりましたが、その後、検討を加え、庁舎内フロアや女子トイレに意思表示カードを設置し、そのカードを窓口で提示することにより、生理用品を受け取っていただけるように改善させていただきました。

また昨年の6月議会では、芝議員から、生理用品もトイレットペーパーと同様にトイレに設置してはどうか、生理用品無料配布システムの導入について検討してはどうかとの御提案があり、町として検討した結果、経済的支援に加え、女性のQOL向上やジェンダーギャップ解消推進の見地から、当該システムの開発業者と設置のための協議を開始したところでございます。

しかしながら、今般のコロナ禍を受けた半導体部品の価格高騰や入手困難な状況

により、システムの提供には今しばらく時間を要するとの連絡をシステム業者よりいただいております。

このような経過を踏まえ、急に生理用品を必要とされた方が誰でも使用できるよう、本年5月初旬より日頃の利用者数が比較的多い文化会館の1階女子トイレに試験的に生理用品専用の収納ボックスを設置させていただいたところでございます。

今後も引き続き、生理用品無償配布システムの開発業者や他市町村の取組、動向等を注視し、また、先ほど申しました文化会館1階女子トイレに設置した生理用品の利用状況も踏まえながら、その設置方法や設置場所等の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードについてお答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、国が取得率100%を目指す中で、健康保険証の廃止や運転免許証の一体化制度の話も進み、また、行政手続きにおきましても、児童手当や国民年金、転入転出手続きなどが行えるようになっており、今後は行政だけでなく、民間も交えて、さらに活用の幅が広がっていくと予想されます。カードを取得している方の利便性が向上するのに比例し、今後様々な場面において、カードをお持ちでない方が不便となる機会が増えてしまうのを避けるためにも、マイナンバーカードの普及促進は極めて重要と考えております。

来年秋には現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を目指すための改正マイナンバー法が成立したところでございます。

こうした状況にも鑑み、マイナンバーカードの申請受付、早期交付を継続して行っていきたいと考えております。

一方、現在、コンビニ交付において特定のメーカーシステムで発生している住民票の誤発行等の不具合が、新聞紙上等で取り上げられておりますが、川西町が採用しているシステムでは、そのような事象が発生していないことを確認しております。

しかしながら、今回、町で独自にシステムの点検を行ったところ、2名の方の連携情報に問題があり、コンビニで印鑑証明書を発行しようとしても発行できない状態になっていたということがわかっております。

このうち1名についてはマイナンバーカードを未だ取得しておられない方であったことから、問題発生の可能性もなかったのですが、残り1名の方についてはマイナンバーカードの取得者であるため、もしコンビニで印鑑証明書を発行しようとしても発行されない状況でした。

ただ、過去の操作履歴を調査したところ、履歴がありませんでしたので、住民の方への直接的な影響はなく、事前に問題監視できたことを確認しているところです。

この原因について調査したところ、これら2名の方は、ともに一度抹消した印鑑登録情報を、本人の申請により回復された方で、このときにコンビニ交付用の連携情報に問題が生じたものであると考えております。

現在はこの2名共にこの問題は解消しており、マイナンバーカードを利用しているコンビニ発行交付は可能となっている状況です。

なお、現時点でマイナポイントの誤った紐付けおよび健康保険証と口座の登録の誤りについて、住民の方からのお問い合わせはございません。

役場でのマイナポイント申請手続きの支援に関しましては、国からの指示どおり、自治体専用の申請サイトを使用し、従来までとは異なり、本人確認である4桁の暗証番号を二重で入力していただいております。これにより誤った紐づけのリスクは格段に減少します。

保険証や口座登録に関しても、住民の方と共に、画面確認等ダブルチェックを行いながら、慎重に申請手続きを行ってまいります。

マイナポイントの付与の対象となるカード申請については、令和5年2月末までの締め切りでしたが、その方々のマイナポイントの申請期限については9月末までとなっておりますことから、カードへの紐付け支援およびポイントの申請につきましては、十分注意を払い、しっかりとした支援を行っていく所存でございます。

最後に、住民生活支援策についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大と経済活動が停滞する中、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えのため、また、コロナ禍におけるエネルギー食料品価格等の物価高騰化で、影響を受けた生活者や事業者を支援するため、国や本町においては、様々な対策を講じてきたところです。

コロナ対策として、国においては、特別定額給付金や、低所得の子育て世帯や住民税非課税世帯の特別給付金の支給、雇用調整助成金による雇用の維持確保、社会福祉協議会を通じた緊急小口資金総合支援資金貸付による生活支援などを行ってまいりました。

そして、町においても、コロナ交付金を活用し、子育て世帯のために、学校給食費、保育施設副食費等の支援、水道料金の基本料金の減免措置、また生活支援、消費喚起のための地方地域振興券やクーポン券の配布、さらには新しい生活様式に対応する事業者支援などを行ってまいりました。

また、エネルギー高騰物価高対策として、国においては、低所得の子育て世帯や住民税非課税世帯への特別給付金の支給、電気ガス価格や燃料価格等の激変緩和措置、そして緊急小口資金等の特例化貸付の期限延長や事業者への実質無利子無担保融資等の延長措置などを行ってまいりました。

町においても、重点支援交付金を活用し、学校給食費、保育施設副食費等の支援、生活者支援、消費喚起のための地域振興券や、高齢者の移動サポートチケットの配布、肥料高騰に苦しむ農家等への支援を行うなど、きめ細やか、様々な対策を行ってきたところです。

こうした中、芝議員におかれては、住民の御意見、御要望に耳を傾けるため、今般、アンケート実施された、その真摯な取組に深く敬意を表するものであります。

さて、議員の御質問の住民生活支援策への所見ということですが、以前、議会の委員会でも申し上げたことがありますけれども、経済が急変し、雇用や家計を支えなければ、社会経済、暮らしが維持できない、そういった状況で、一定の金銭的給付や支援策を打って下支えすることは必要であると考えております。

一方、社会経済が安定的になった以降も、急変時と同様の助成支援策を講じていくのは、施策の継続、持続可能性、財政健全性の確保、効果と負担のあり方などの見地から、慎重に判断することが必要と考えております。

また、その対策をどの行政主体が実施すべきなのか、国か県か市町村かなどについても見極めが重要であると考えます。

我が国は人口が減少する趨勢にあり、また、出生率が低下する中で、川西町の持続的な発展のため、町行政のあり方、まちづくりの方向性をしっかりと見定めつつ、議員各位や住民の方々のお声に耳を傾けながら、川西町での暮らしをより良く川西町の未来よりよりよいものにするため、施策、事業を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（弓仲利博議員） 芝議員。

▼12番議員（芝 和也議員） パートナーシップ制度なんですけれども、町長、御案内のとおり、理解増進法の方は、今、国会で可決していますけれども、もともと超党派与野党全部の会派、政党で出していた理解増進法の内容から、大分ちょっと遠のいた感じの中身、内容が変えられて通過しているということなんですけれども、同時並行でこのパートナーシップ制度は同性婚の問題になってきますので、そういう点では、この間、全国5地方裁判所で同性婚の判断が下されまして、その中では憲法の14条、法の下での平等でありますとか、24条、個人の尊重、こういうことに関して五つのうち四つは違憲であるという判断が下されまして、いよいよ同性婚そのものを認めていくという立法措置が待たれているという段階に入ってきているのではないかと思います。パートナーシップ制度、同性婚の立法化、この辺は同様の内容の問題で立法化されてないので自治体版のパートナーシップ制度という形になってると思うんですけれども、この辺の状況から考えて、パートナーシップ制度についての取組、また町長の所見、いかがでありましょうか。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

◎町長（小澤晃広） この点に関しましては、3月の議会だったと思いますけれども、回答させていただきましたとおり、その制度の導入について検討を進めております状況でございまして、その方向で引き続き取り組んでいく意向でございます。

○議長（弓仲利博議員） 芝議員。

▼12番議員（芝和也議員） ぜひ実施に向けて取組をよろしくお願いします。あとマイナンバーカードについてお伺いしますが、あの事象状況は町長の御説明のとおりだと思います。

ただ、保険証と一緒にしまして、オンライン確認の仕組が、カードリーダーでカウントされて、皆さん今日、医療機関同士、共有できるみたいな便利な仕組にはなっていくんですけれども、今、起こっている問題は、そのカードリーダーにかざしても反応しないというのが、現在の起こっている事象の問題でありまして、全国保険医団体連合会の関係者さんの保険医さんが入っておられる団体でありますけれども、そこの調査でいけば約4000件、全国でそういう事象が出ていて、65%の医療機関で、カードリーダーが反応しないと、だから今は紙の保険証がありますので、保険証で本人確認して、オンライン確認が取れますので、それでやっているんですけれども、町長のご案内のとおり来年の秋に紙の保険証がなくなって、カード1枚になってしまいますので、そうなりますと、本人確認のしようがシステムが

ダウンしたらエラーが出た場合の本人確認のしようがないということで、そのための担保として紙の保険証がいるのと違うかと、こう思っているんです。資格確認書のようなものが出せるということです、これはやっぱりバックアップとして、カードを持ちながら、その紙のバックアップ、本人の資格が確認できるもの、自治体が発行できるわけですから、従前どおりカードを持っている人も含めて、その紙の資格確認できるものを皆さんに届けるべきだと思うんですけれども、それについて、いかが、お考えを聞いて、時間が参りましたので質問を終わります。あとは追ってまた、おいおい、お尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

◎町長（小澤晃広） 今、お話いただきましたマイナンバーカードの保険証として利用するときのカードリーダーが反応したいという点につきましては、問題が発生している状況またシステムの改善等の動きがあると思いますので、それも踏まえて以後も、方針等を決めていかれると思いますので、その状況をしっかりと注視してまいりたいと存じます。

○議長（弓仲利博議員） 続きまして、2番、齋藤麻由議員。

（2番議員 齋藤麻由議員 登壇）

* 2番議員（齋藤麻由議員） おはようございます。2番、齋藤麻由でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。体育館への空調設備、断熱性確保についてお聞きしたいと思います。

文部科学省は2013年4月19日、公立学校施設の空調冷房の今後について公表しました。地域の避難所としての役割も担う体育館については、空調設備に合わせて断熱性も確保するよう要請しています。国庫補助緊急防災減災事業の対象となるため、自治体での検討を進めるよう促しています。しかし、学校体育館への空調設置率は、全国的に9%と、まだまだ進んでいないのが現状です。

そうした中、近年、児童生徒の熱中症対策や避難所機能の強化という観点から、導入を検討する自治体が急速に増えているようです。現在、川西町の避難所には、小学校体育館、中央体育館などが指定されています。児童生徒の熱中症対策として、各教室の冷房設置は、教育環境改善として、これまで取り組んでこられたと思いますが、他校では、空調維持管理コスト削減の観点から、エアコンに併設する形で送風機を設置したり、エアコンにLPガス仕様のGHPと非常発電機を導入するなど、停電が発生しても自立稼働が可能な体制も整備されている自治体もあるようです。

体育館の空調設備が整うことで、熱中症や体調不良が起きやすい体育の授業、部活動、全校朝礼時、季節の行事や保護者も利用するとき、夏の下校会等の体育館利用も可能になるのではないのでしょうか。奈良は盆地のため、災害も少ないとも言われていますが、南海トラフ地震も来ると言われています。そのことから、災害発生時においての地域の避難所として利用される体育館の空調設備について、避難者の体調管理を考えた上でもこの補助金を有効に使うことは当然であります。

先日の台風の影響で、浸水被害等で避難をされた住民がおられました。

また、子どもたちを無理に下校させるのではなく、待機場所として体育館を開放することも可能になってくるのではないのでしょうか。年々気温上昇傾向であり、一

昔前とは生活環境が変わっていることから、川西町は特に高齢化が進んでいるということもあり、また、住民の命を守る避難所として進めていくべき内容ではないかと思います。

さらに、体育館空調の設置が、学校関係者や地域住民などにも広く認知されることで、地域の防災意識向上のきっかけにもなると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

◎町長（小澤晃広） それでは、齋藤議員の御質問であります、体育館への空調設備、断熱性確保についてお答えいたします。

現在、川西小学校体育館には空調設備を備えておりません。県内の小中学校では、普通教室の99%、特別教室の77%に空調設備が設置され、本町でも、平成30年度に普通教室と特別教室の全室に空調設備を整備いたしました。設置にあたっては、経済性の観点から、都市ガス使用のガスヒートポンプエアコンを導入するとともに、教室内では送風機の併用もすすめております。

一方、体育館等の空調設備率については、21.9%の小中学校にとどまっております。

議員お述べのとおり、川西小学校体育館、川西町中央体育館につきましては、町の災害時避難所に指定しております。齋藤議員が触れられております、文部省から公表された「公立学校施設の空調、冷房設備の今後について」の中では、体育館は、災害発生時において、地域の避難所として利用される既存体育館への空調設備の設置については、校舎の空調、冷房設備の設置が進むにつれ、設置計画の検討が進むと考えられます。

一方で、既存体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことから課題となっております。このため、文部科学省としては、体育館の本体の建て替えや全面的な改修工事に合わせ、断熱性能を確保した上で、空調を設置するなど、各地、地方公共団体においても対策を検討していただいた上で、引き続き教育環境改善に取り組むとあります。

このことから、町といたしましても、今後、体育館本体の建替えや全面改修工事などを行う際に併せて、断熱性能を確保し、その上で空調設備の整備を進めていくことを考えております。

一方、川西町中央体育館につきましても同じく、今後、体育館本体の建替えや全面改修の工事にあわせ整備を進めていくことを考えている状況です。

また、中央体育館におきましては、施設内の武道場及び2階会議室に空調設備を備えておりますので、暑い時期の避難時に体調の悪化などを申し出られた方におかれましては、空調設備がある武道場および2階会議室を使用いただければと考えております。

しかしながら、年々気温上昇傾向であり、暑い時期に災害が発生した場合に備えるためにも、今後管理している教育委員会、川スポ等と連携を取り、必要な防災備蓄等の充実を図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

私からは以上です。

○議長（弓仲利博議員） 齋藤議員。

* 2 番議員（齋藤麻由議員） 再度、御回答ありがとうございます。

先ほども伊藤議員がおっしゃっていたように、今後、地震が起きたりする際に、避難者が 5 5 0 0 人を想定しているとおっしゃっておりましたので、その人数を数カ所に分散しなければならないということを想定した上で、今後、梅雨から夏にかけて台風や地震が多い季節に対応できるよう検討していただければなと思い、以上で私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（弓仲利博議員） 8 番、安井知子議員。

（8 番議員 安井知子議員 登壇 説明）

∴ 8 番議員（安井知子議員） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

結崎駅開発、東改札口設置についてお尋ねいたします。当初予定されていましたが結崎駅東改札口の設置の進捗状況はいかがでしょうか。予定地の土地買収がうまくいかない、安全面で警察の話し合いがうまくいかないと、いかなる障害があるのですか。

予定の土地が駄目なら、物理的に可能な別の場所を探す。協力する気持ちのある人、場所を募集して、今回の開発を進めていく。人、自転車だけでも通れる道幅でもいいのではないかと。いっそ、道幅が狭い方が、車など入れて安心ではないのか。今回は、東側に改札口があるということが重要だと思う。

私も 1 0 年ぶりに結崎駅を利用して、東側の改札の必要性を強く感じました。駅

より東側住民だけでなく、川西町住民全て天理、郡山からの人たちにも、とても利便性のある開発で、今後、人を呼び込む大切な要因になると思う。このような計画は、1 0 0 年に一度あるかないか。今、住民の答え、期待に応じて予算を立て、地権者をお願いする実行力が町長に求められているのではないのでしょうか。

駅西側はそれなりに出来上がってきています。南北踏切もできる限り力を尽くされると思います。残る東改札口は、利便性もさることながら、川西町民の夢、絵に描いた餅にしないで、川西町民に実現した姿を見せることこそ、今求められている一大事業だと思います。町長の力を見せてください。

2 番目、インフルエンザ予防接種を無料にできないのでしょうか。

現在、コロナ予防接種は 6 回目、全て無料で実行されています。しかし、インフルエンザは非課税世帯の方は無料、高齢者は 1 5 0 0 円が必要です。川西町では年間約 1 5 6 0 人が接種されています。経費は 1 回 5 5 2 0 円かかり、計 6 9 4 万 7 4 0 円の補助が町から捻出されています。差額約 1 6 7 万円を住民が負担しています。

5 月 1 7 日のニュースで、夏にも関わらず、宮崎市で 4 9 1 人の集団インフルエンザ患者が出たと報道されていました。これらについて重要な予防接種に位置づけされているインフルエンザ、これからは接種希望者が増えてくると思います。しかし、昨今の物価上昇に対し、年金は減少するばかりです。少しでも、家庭負担を軽減する必要があります。斑鳩町では、すでに無料化を実施されているとのこと。

川西町での無料化を町民は希望されています。町の考えはいかがですか。終わります。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

（町長 小澤晃広 登壇）

◎町長（小澤晃広） それでは、安井議員の結崎駅前開発東側改札口設置について関する御質問についてお答えいたします。

駅周辺整備事業は、近鉄結崎駅周辺の交通結節点強化機能強化と安全、円滑な交通環境を実現するとともに、まちの玄関口にふさわしい交流にぎわいの空間整備を目的に、町の最重点事業の一つとして、積極的な取組を行ってきたところでございます。

これまでに、結崎駅駅舎、西側改札、駅ロータリーバイパス道路駅前広場、駅前駐車場、駐輪場およびトイレが完了し、駅西側の整備としては、駅併設施設の検討整備、遊具、倉庫の設置等を残すのみで、当初の全体計画から残るのは、結崎1号踏切、東側改札口及びおくやま前道路の整備となっております。

しかしながら、東側改札口整備のための用地取得の難航に加え、これは西側改札口が完成して明確になったことでございますが、近鉄電車を利用する方々の車の利用率が高く、ラッシュ時には送迎車両が頻繁に往来する状況に鑑みますと、現在の東側改札口の計画では、送迎車両の停車エリアがなく、見通しや道路交差の状況から、通行の安全性が大きく後退、悪化する恐れがあります。

これは、事業の目的である安全円滑な交通環境の確保に逆行するものとなってしまいます。また、現在の計画では、飲食店舗が立ち退き移転対象となっておりますが、これも事業目的である交流・にぎわい、にぎわいのまちの創出という観点から大きな課題があると言わざるを得ません。

さらに、近鉄側からは東側改札口の設置を行う場合には、駅構内の踏切を廃止するとの話もあり、駅利用者、とりわけ西側ロータリーを利用する乗降客が非常に不便になる可能性があります。そうした諸々の問題が、東側改札口整備に際して、顕在化してきており、今年度の予算で、今後の整備手法の検討予算を計上しておりますが、まちづくりの観点からは、駅東側の整備を進めるためにも、駅利用者、周辺住民、地権者、近鉄、警察などの御意見を統合しながら、計画を見直す必要があるのではないかと考えているところでございます。

一方で、駅周辺の交通安全確保の観点から、結崎1号踏切拡幅は多くの住民から、一刻も早い実現が望まれておりますので、まずはそちらに注力させていただきたいと考えております。近鉄結崎駅が「まちの玄関口」として、誰もが快適安全安心にアクセスできるよう、周辺交通環境の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、これらを踏まえた今後の計画検討についてご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、安井議員の2つ目のご質問であります。インフルエンザ予防接種の無料化についてお答えいたします。インフルエンザ予防接種は、予防接種法第2条第3項に規定のB類疾病に分類されるインフルエンザに対して、個人の発病またはその重症化を防止し、併せて蔓延の防止を目的に定期的に接種するものであり、6

5歳以上の者および60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有するものを対象に、市町村がこれを実施するとされております。接種費用については予防接種法第24条において、経済的な理由により、その費用を負担できない者を除き、予防接種を受けた者から実費徴収できるとされており、市町村に対して低所得者分として接種費用の3割程度が地方交付税措置されておりますが、その他の方の接種費用については、市町村と予防接種を受けた方の実費で負担しております。

そのため本町では、低所得者への対応として、生活保護世帯に加え、住民税非課税世帯については、負担を免除しております。その他の高齢者のインフルエンザ予防接種は、平成13年から自己負担額を1000円に設定、平成18年からはワクチン価格の高騰により自己負担額を1500円に上げさせていただいておりますが、その後、より効果の高いワクチンの開発で、接種費用のさらなる高騰もあったものの、これを据え置き、現在に至っております。

さて、議員御提案の全ての接種対象者の自己負担を無料とすることについてであります。県内の他団体でも多くの市町村では、1000円ないし1500円の自己負担を徴収していると聞いております。

また、少し以前の統計になりますが、全額公費負担としているのは、全国の市町村の4%程度との厚生労働省の調査結果があります。

なお、先の新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行による感染者の重症化や医療体制の負荷軽減のため、時限措置により、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用して、高齢者の接種無償化を行った団体もあると聞いておりますが、B類疾病であるインフルエンザ予防接種は、個人予防に重点を置いた努力義務や接種勧奨のない予防接種であることから、受益と負担の考え方、また制度の継続性の観点から、これまで一部自己負担をお願いしている経緯もあり、現時点で議員要望に即答、確約することは難しい状況であります。

ただ、昨今のエネルギーや生活物価の高騰等により、高齢者世帯の経済的負担も増大していることは認識しており、町といたしましても、その具体的な負担軽減の必要性、ワクチン接種による予防の有効性、負担の公平性などの見地から引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。私からの回答は以上です。

○議長（弓仲利博議員） 安井議員。

∴8番議員（安井知子議員） 小さな町だからできること、あると思うんです。

人口8700人の川西町が先駆けてしていくのもいいことだと思うんです。考えてみてください。

それから、駅前開発のことですが、東側出口、私、先ほども申しましたが、大きな開口、望めないのならば、小さな、本当に路地のような開口でもいいと思うんです。人がそこへ入っていける、これが50年、100年後に大きな意味を持つてくると思うんです。だから、ぜひとも考えてほしいと思います。以上。

○議長（弓仲利博議員） 町長。

◎町長（小澤晃広） ご指摘ありがとうございます。

東側の改札につきましては、先ほどお伝えしたとおりの考えておりまして、設置

を否定しているものではありませんでして、いい形で設置しなければ、開いたとき、のちに問題を残してしまつては、町にとってマイナスになりますので、より良い設置の方法について、先ほど述べましたように関係者でありましたり、地権者、また近鉄、警察等々としつかりと相談した上で、それができる方法がないかということをしつかり模索していきたいと考えておりますので、御理解御協力のほどお願いできればと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 安井議員。

∴ 8 番議員（安井知子議員） よろしく願いします。たくさんの町民の方が、要望を私の方に持ってこられます。

だから、どうか、考えてみてください。ありがとうございます。

○議長（弓仲利博議員） これをもちまして一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午前 10 時 45 分 散会）

議 事 日 程

厚 生 文 教 委 員 会

総 務 建 設 経 済 委 員 会

厚生文教委員会議事日程

令和5年6月13日（火） 9時00分 開議
9時33分 閉会

日程第1

議案第29号 予備審査 令和5年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款2	総務費	項1	総務管理費
	款3	民生費	項1	社会福祉総務費
	款8	教育費	項5	幼稚園費
歳入	上記関係歳入			

日程第2

議案第31号 予備審査 川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理について

出席委員

委員長	伊藤 彰夫				
副委員長	石田 三郎				
委員	寺澤 秀和	安井 知子	弓仲 利博	齋藤 麻由	
副議長	福山 臣尾				

説明のため出席した者

副町長	森田 政美
教育長	橋本 宗和

総務特別参事	江畑 幸男	総務課長	西川 直明
--------	-------	------	-------

住民保険担当理事	大西 成弘
長寿介護課長	栗林 美子
福祉こども課長	中森 委香
社会教育課長	浅田 裕信
教育総務課長	高場 慎太郎

会計管理者	岡田 充浩
-------	-------

職務のために出席した者

議会事務局長心得

池原 由香里

議会事務局主事

西村 俊哉

欠席委員及び職員

総務建設経済委員会議事日程

令和5年6月14日（水） 9時00分 開議
9時55分 閉会

日程第1

議案第29号 令和5年度川西町一般会計補正予算について
（予備審査あり）

日程第2

議案第30号 川西町税等の一部改正について

日程第3

議案第31号 川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理について
（予備審査あり）

出席委員

委員長	阪本 学				
副委員長	芝 和也				
委員	堀 格	福山 臣尾	安達 憲太郎	松波 芳子	

議長 弓仲 利博

説明のため出席した者

副町長	森田 政美
教育長	橋本 宗和

総務特別参事	江畑 幸男	総務課長	西川 直明
--------	-------	------	-------

行政改革統括理事	石田 知孝
まちマネジメント担当理事	山口 尚亮
まちづくり推進担当理事	乾井 宏純

まちマネジメント課長	中川 辰也
税務課兼債権管理課長	松下 正嗣
まちづくり推進課長	喜多 勲

デジタル推進室長 梅津 光章

会計管理者 岡田 充浩

職務のために出席した者

議会事務局長心得 池原 由香里

議会事務局主事 西村 俊哉

欠席委員及び職員

令和 5 年 川 西 町 議 会
第 2 回 定 例 会 会 議 録

(第 3 号)

令和 5 年 6 月 2 2 日

令和５年川西町議会第２回定例会会議録（再開）

召 集 年 月 日	令和５年６月２２日		
召 集 の 場 所	川西町役場議場		
開 会	令和５年６月２２日 午前１０時００分 宣告		
出 席 議 員	１ 番 松波 芳子	２ 番 齋藤 麻由	３ 番 安達 憲太郎
	４ 番 阪本 学	５ 番 弓仲 利博	６ 番 福山 臣尾
	７ 番 堀 格	８ 番 安井 知子	９ 番 伊藤 彰夫
	１０番 石田 三郎	１１番 寺澤 秀和	１２番 芝 和也
欠 席 議 員			
地方自治法第 １２１条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	町 長 小澤 晃広 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 行政改革統括理事 石田 知孝 まちマネジメント担当理事 山口 尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井 宏純 住民保険担当理事 大西 成弘 総務課長 西川 直明 税務課兼債権管理課長 松下 正嗣 まちづくり推進課長 喜多 勲 まちマネジメント課長 中川 辰也 デジタル推進室長 梅津 光章 長寿介護課長 栗林 美子 福祉こども課長 中森 委香 社会教育課長 浅田 裕信 教育総務課長 高場 慎太郎 会計管理者 岡田 充浩		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長心得 池原 由香里		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ		
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は会議録署名議員に次の２人を指名した		
	３ 番 安達 憲太郎 議員	４ 番 阪本 学 議員	

川西町議会第2回定例会（議事日程）

令和5年6月22日（木） 午前10時00分 再開

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		委員長報告 議案第29号 ～ 議案第31号 厚生文教委員長報告 議案第29号、議案31号 総務建設経済委員長報告 議案第29号～議案31号 質疑・討論・採決
	(追加日程)	
追加第1	議案第32	川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の一部改正について
追加第2	選挙第4号	奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

(午前10時00分 再開)

○議長(弓仲利博議員) 皆様おはようございます。

これより、令和5年川西町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る8日の定例会において上程され、委員会に付託されました議案第29号
令和5年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第31号、川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理についてまでの議案3件に対する審査の経過並びに結果について、委員長の報告を順次求めます。

厚生文教委員長、伊藤 彰夫委員長。

(厚生文教委員長 伊藤彰夫 議員 登壇)

◇厚生文教委員長(伊藤彰夫議員) 皆さん、おはようございます。

議長の指名を頂きましたので、厚生文教委員会を代表いたしまして、委員長報告をいたします。

当委員会は、13日に委員会を開催し、議案2件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に予備審査を行いました。

まず、議案第29号、令和5年度川西町一般会計補正予算について、歳出では幼稚園の園児置き去り防止装置を設置する予定のバス台数について、同じく成和保育園の送迎バス台数及び置き去り防止装置の設置状況並びにこれに対する国等の支援措置について、委員から質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査ののち、全員一致で、原案を了承するものと決しました。

次に、議案第31号、川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理についてを厳正な審査ののち、全員一致で原案を了承するものと決しました。

以上が、議案第29号、令和5年度川西町一般会計補正予算について、及び議案第31号、川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理についての予備審査の経過並びに、結果であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(弓仲利博議員) 続きまして、総務建設経済委員長、阪本 学議員。

(総務建設経済委員長 阪本 学 議員 登壇)

◆総務建設経済委員長(阪本学議員) おはようございます。

去る8日の本会議におきまして、総務建設経済委員会に付託になりました議案第29号、令和5年度川西町一般会計補正予算(第3回)他2議案について、休会中の14日、委員会を開催し、理事者並びに関係所属長の出席を求め、審査いたしました経過並びに結果について御報告をいたします。

まず、議案第29号、令和5年度川西町一般会計補正予算(第3回)についてありますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億316万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7818万6000円に定めようとするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応事業費として、

低所得世帯の支援のための給付事業、物価高騰に対する消費喚起対策としての地域振興券事業、また、幼稚園費では、送迎バスの置き去り防止装置の設置費用等に伴う増額補正であります。

これらの歳出に見合う財源といたしまして、国庫支出金、県支出金、繰越金および諸収入等により、収支の均衡を図ったものであります。

委員より、地域振興券の実施に係る個人情報の取り扱いについて、また、消防団員の補充の取組等について質疑および要望がございました。

本案については去る、13日の厚生文教委員会におきまして、予備審査が行われ、慎重審査の結果、了とされました。理事者の説明を受け、本委員会での慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、川西町税条例の一部改正についてであります。慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理についてであります。本案については、去る、13日の厚生文教委員会におきまして、予備審査が行われ、慎重審査の結果、了とされました。本委員会での慎重審査ののち、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託になりました、議案第29号、令和5年度川西町一般会計補正予算（第3回）他2議案についての結果報告といたします

議員各位におかれましてはよろしく御賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第29号、令和5年度川西町一般会計補正予算についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、可決するものです。

議案第29号について、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員は挙手願います。

（挙手する者あり）

○議長（弓仲利博議員） 賛成全員であります。

よって議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、川西町税条例の一部改正について、議案第31号、川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理についての2議案を一括採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告はいずれも可決するものです。

議案第30号及び議案第31号について、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長（弓仲利博議員） 賛成全員であります。

よって議案第30号及び議案第31号は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第32号、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の一部改正について、奈良県後期高齢者医療広域連合規約第7条及び第8条の規定により、選挙第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてが提出されております。

その写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第32号、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の一部改正について、及び選挙第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び選挙第4号を日程に追加し、追加日程第1、議案第32号、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の一部改正について、追加日程第2、選挙第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第32号、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長。

(町長 小澤晃広 登壇 説明)

◎町長（小澤晃広） それでは、議案第32号、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の一部改正についてを説明させていただきます。

本条例は、結崎駅前整備に伴い、新たに設置した自転車駐車場の使用料等を定めた条例であります。今般、駅前広場に新たに遊具等を整備することから、交流、賑わい、憩いの場として、住民の方により活用頂きやすいよう、現状、1時間まで駐輪無料としているものを延長し、3時間まで無料とするため、同条例の別表の規定を改正するものであります。

本改正により、より多くの住民の方が、気軽に駅前広場を訪れ、時間を気にすることなく、ゆっくり、ゆったりと滞在し、御活用いただければと考えております。

なお、本条例の施行は、令和5年8月1日としております。

説明は、以上であります。

何とぞ、御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（弓仲利博議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第32号、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

議案第32号について、原案どおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

○議長(弓仲利博議員) 賛成全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、選挙第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について、欠員が2名生じたため、町村議会議員から2名を選出することになりますが、4名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会において選挙が行われることになっていたものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数により、当選人を決定することになっておりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定に関わらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(弓仲利博議員) ただいま出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条の規定により、立会人に1番、松波芳子議員、2番、齋藤麻由議員を指名いたします。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 異議なしと認めます。

よって、立会人に1番、松波芳子議員、2番、齋藤麻由議員を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(弓仲利博議員) なお、候補者名簿につきましては、お手元に、すでに

配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「配付漏れなし」の声あり)

○議長(弓仲利博議員) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(弓仲利博議員) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

白票は無効といたします。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

それでは、御記入ください。

△議会事務局長心得(池原由香里) それでは、議席順に点呼いたします。

議席番号1番、松波 芳子議員。

2番、齋藤 麻由議員。

3番、安達 憲太郎議員。

4番、阪本 学議員。

6番、福山 臣尾議員。

7番、堀 格委員。

8番、安井 知子議員。

9番、伊藤 彰夫議員。

10番、石田 三郎議員。

11番、寺澤 秀和議員。

12番、芝 和也議員。

5番、弓仲 利博議員。

○議長(弓仲利博議員) 投票漏れはありませんか。

(「投票漏れなし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。それでは、開票を行います。

立会人に指名いたしました1番議員、松波芳子議員、2番、齋藤麻由議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(弓仲利博議員) それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票。

有効投票 11票。

無効投票 1票。

有効投票中、中川 靖広氏、2票、森口 孝氏、1票、阪本 博道氏、7票、松田 哲子氏、1票。以上のとおりです。議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(弓仲利博議員) ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたし

ました。

お諮りいたします。

お手元に配付しております、閉会中の継続審査申出一覧表のとおり、各委員長より、継続調査に付したいとの申し出がありますが、これに付すことに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（弓仲利博議員） 異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出どおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査に付すことにいたします。

以上をもちまして、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして、慎重に御審議賜り、かつ、議会運営に御理解ある御協力をいただきましたことに対して、議長として、厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。

また、議員各位から出されました御意見、御要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の努力を賜りたいと思う次第でございます。

閉会にあたりまして、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。町長。

（町長 小澤 晃広 登壇）

◎町長（小澤晃広） 本議会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。本第2回定例会では、慎重な御審議の上、それぞれに御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、4月の町議会議員選挙後初めての定例会でございました。

審議におきましては、これまでから取り組んできている取組への新しい観点での御質問、新しい時代に対応していくための御提案、先日の大雨を受けての防災の観点での御意見、物価高騰などによる生活への影響などに対する御心配など、多様な観点から御意見を賜り、川西町にとって新たな良きスタートを切らせていただけた議会であったと感じております。

これを今後、町政運営や各種施策にしっかりと反映させ、引き続き一生懸命に取り組んでまいりたいと存じます。

また、今、川西町は唐院工業団地の拡張工事を無事終え、結崎駅周辺整備も進捗を見せるなど、前に向いて進んでおります。

一方、新たな知事のもと、まほろば健康パークの再整備については再検討、大和平野中央田園都市構想の下永地区の整備については、これまでの方針では進めず、再検討する方針が出されており、まさに岐路に立っております。

これは、大きな方針変更であり、これを川西町のため、奈良県のために再度、軌道に乗せることは、容易ではありませんが、川西町での暮らしをより良くするため、未来世代に誇りを持って引き継いでいくことができる川西町を創造していくため、県との信頼関係を再構築し、協働を進められるよう、私自身、議員の皆様、地

域の皆様と力を合わせながら、精一杯努めてまいりたいと存じます。

引き続きの御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

結びに、本定例会をスタートとしての議員の皆様益々の御活躍、御健勝を祈念し、また感謝を申し上げまして、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（弓仲利博議員） これをもちまして、令和5年川西町議会第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前10時33分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月22日

川西町議会

議 長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件 名	議決月日	審議結果
議案第 29 号	令和5年度川西町一般会計補正予算について	6 月 22 日	原案可決
議案第 30 号	川西町税条例等の一部改正について	6 月 22 日	原案可決
議案第 31 号	川西町条例の見直しに伴う関係条例の整理について	6 月 22 日	原案可決
議案第 32 号	川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の一部改正について	6 月 22 日	原案可決
同意第 2 号	川西町公平委員会委員の選任について	6 月 8 日	原案同意
同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6 月 8 日	原案同意
同意第 4 号	川西町農業委員会委員の任命について	6 月 8 日	原案同意
選挙第 4 号	奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について	6 月 22 日	選 挙